

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

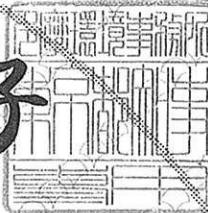
住所 東京都昭島市拝島町三丁目1番3号

氏名 株式会社貴藤
代表取締役 池ノ谷 新吾

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 6月 18日

許可の有効年月日 令和 11年 6月 17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 廉油（揮発油類、灯油類、軽油類）

② 特定有害産業廃棄物

ア. 廉石綿等

イ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 19年 6月 18日 新規許可

令和 4年 6月 18日 更新許可 第 3 回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



令和 4年 6月 30日

許可番号

4環多魔更第100号

第13-50-007846号

(裏面)

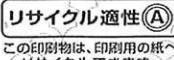
有害物質名 限定内容	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燐化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアノ化合物	9 P C B	10 トリクロロエチレン	11 テトラクロロエチレン	12 ジクロロメタン	13 四塩化炭素	14 一・二一ジクロロエタン	15 一・二一ジクロロエチレン	16 シス一二一ジクロロエタン	17 一・一・一トリクロロエタン	18 一・一・一トリクロロエチレン	19 一・三一ジクロロプロペ	20 チウラム	21 シマジン	22 チオベンカルブ	23 ベンゼン	24 ゼレン又はその化合物	25 一・四一ジオキサン	26 ダイオキシン類
廃棄物名																										
燃え殻	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
汚泥	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
廃酸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ばいじん	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

イントネット情報公開用

この許可証には複製の不正防止処置を施しております。

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。